

平成21年度
向丘地区スポーツ活動振興会 事業報告

月	日	曜日	行事名	会場	備考
5	17	日	第40回宮前区自治会対抗 向丘地区ソフトボール大会	西長沢公園グランド	雨天中止
5	31	日	向丘地区歩こう会	高水三山	雨天中止
6	21	日	第32回宮前区自治会対抗 向丘地区女子バレーボール大会	消防総合訓練場 体育館	参加11チーム 優 勝 市営高山団地自治会 準優勝 向ヶ丘センチュリータウン自治会 第3位 白幡台住宅管理組合 第3位 平日向・平日影自治会
6	7	日	向丘地区子ども会野球大会	宮崎第一球場ほか	
	14	日	向丘地区子ども会野球大会	宮崎第一球場ほか	
	20	土	向丘地区子ども会野球大会	宮崎第一球場ほか	
	21	日	向丘地区子ども会野球大会	宮崎第一球場	
	28	日	向丘地区子ども会野球大会	多摩川河川敷グランド	
9	13	日	宮前区ドッチビー大会	菅生小学校 体育館	ジュニアの部A(3・4年生) 優 勝 もえるぜアッチッチ(向丘小) 準優勝 もえるぜメラメラ(向丘小) ジュニアの部B(5・6年生) 優 勝 犬蔵C(犬蔵小) 準優勝 犬蔵A(犬蔵小)
10	18	日	向丘地区歩こう会	高水三山	参加者25人
12	6	日	向丘地区歩こう会	青木ヶ原樹海	参加者55人
12	12	土	向丘地区羽根つき講習会	犬蔵小学校体育館	
	20	日	向丘地区羽根つき講習会	稗原小学校体育館	
	23	水	向丘地区羽根つき講習会	平 小学校体育館	
1	24	土	向丘地区羽根つき大会	西有馬中学校体育館	
3	7	日	グラウンドゴルフ大会	犬蔵さくらの丘公園	雨天中止

平成21年度 向丘地区スポーツ活動振興会 収支決算報告

(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

収入金額 776,469 円

支出金額 599,962 円

差引残額 176,507 円(22年度に繰越)

【収入の部】

(単位 円)

項目	21年度予算額	21年度決算額	比較増減	備考
繰越金	179,409	179,409	0	平成20年度より繰越
委託金	104,000	104,000	0	地域スポーツ活動費
助成金	180,000	180,000	0	向丘地区連合自治会 120,000 向丘地区社会福祉協議会 40,000 社会を明るくする運動 20,000
事業収入	58,000	313,000	255,000	バレーボール大会参加料 33,000 歩こう会参加料 280,000
雑収入	591	60	-531	預金利息
合計	522,000	776,469	254,469	

【支出の部】

(単位 円)

項目	21年度予算額	21年度決算額	過不足額	備考
事業費	300,000	563,020	-263,020	ソフトボール大会 1,890 女子バレーボール大会 58,404 ドッチビー大会 2,766 歩こう会(2回) 379,960 羽根つき大会 40,000 野球大会 40,000 グラウンドゴルフ大会 40,000
会議費	20,000	999	19,001	お茶 999
事務費	70,000	35,943	34,057	通信費・事務用品など
渉外費	20,000	0	20,000	
予備費	112,000	0	112,000	
合計	522,000	599,962	-77,962	

**平成22年度
向丘地区スポーツ活動振興会 事業計画(案)**

月	日	曜日	行事名	会場	備考
5	16	日	宮前区自治会対抗ソフトボール大会 向丘地区大会	西長沢公園グラウンド	主催 (体育指導委員会:担当)
6	20	日	宮前区自治会対抗女子バレーボール大会 向丘地区大会	宮前スポーツセンター	主催 (体育指導委員会:担当)
6 7		日 日	向丘地区こども野球大会	宮崎第1球場ほか	主催 (こども会)
9	5	日	宮前区ドッチビー大会	向丘小学校アリーナ	主催 (体育指導委員会:担当)
	26	日	向丘地区歩こう会	秦野「弘法山」	主催 (体育指導委員会:担当) 後援 (社会を明るくする運動向丘地区推進委員会)
12		日	宮前区羽根つき大会	各小学校	主催 (子ども会)
		日	向丘地区歩こう会		主催 (体育指導委員会:担当) 後援 (社会を明るくする運動向丘地区推進委員会)
3	6	日	グラウンドゴルフ大会	犬蔵さくらの丘公園	協賛 (青少年指導員会:担当)

* その他必要に応じて、役員会、全体会議を開催する。

**平成22年度
向丘地区スポーツ活動振興会 収支予算(案)**

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

収入金額 519,000 円
 支出金額 519,000 円
 差引残額 0 円

【収入の部】

(単位 円)

項目	22年度予算額	21年度予算額	比較増減額	備考
繰越金	176,507	179,409	-2,902	平成21年度より繰越
委託金	104,000	104,000	0	地域スポーツ活動費
助成金	180,000	180,000	0	向丘地区連合自治会 120,000 向丘地区社会福祉協議会 40,000
事業収入	58,000	58,000	0	社会を明るくする運動 20,000 ソフトボール大会参加料 36,000 バレーボール大会参加料 22,000
雑収入	493	591	-98	貯金利子など
合計	519,000	522,000	-3,000	

【支出の部】

(単位 円)

項目	22年度予算額	21年度予算額	比較増減額	備考
事業費	300,000	300,000	0	歩こう会(2回) 90,000 ソフトボール大会 30,000 バレーボール大会 20,000 野球大会 40,000 ドッチビー大会 40,000 羽根つき大会 40,000 グラウンドゴルフ大会 40,000
会議費	20,000	20,000	0	会議・抽選会経費など
事務費	70,000	70,000	0	通信費・事務用品など
渉外費	20,000	20,000	0	
予備費	109,000	112,000	-3,000	
合計	519,000	522,000	-3,000	

向丘地区スポーツ活動振興会 会則

(名 称)

第1条 この会は、向丘地区スポーツ活動振興会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 事務局を宮前区役所向丘出張所に置く。

(組 織)

第3条 本会は、向丘地区の次の団体により構成する。

- (1) 連合自治会
- (2) 体育指導委員会
- (3) 青少年指導員会
- (4) 子ども会
- (5) 老人クラブ連合会

2 会員は、次のものとする。

- (1) 連合自治会会員（各自治会・町内会長）
- (2) 体育指導委員会役員
- (3) 青少年指導員会役員
- (4) 子ども会支部長, 副支部長, 事務局長
- (5) 老人クラブ連合会役員
- (6) その他、本会で必要と認めたもの。

(目 的)

第4条 本会は、川崎市教育委員会と密接な連絡をとり、必要な協議を行い、地区内のスポーツ活動の振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区住民の体育・スポーツ・レクリエーション活動の実施企画及び啓発
- (2) 会員相互の研究会及び指導者の育成
- (3) その他必要なこと。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長6名、会計1名、会計監査2名、理事若干名
- (2) 会長は、連合自治会会長とする。
- (3) 副会長は、連合自治会副会長、体育指導委員会委員長、青少年指導員会会長及び子ども会支部長とする。
- (4) 会計及び会計監査は、連合自治会の会計及び会計監査とする。
- (5) 理事は、体育指導委員会副委員長、青少年指導員会副会長、子ども会副支部長（1名）及び事務局長、老人クラブ連合会会長とする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を行う。

- (4) 会計監査は、本会の会計を監査する。
- (5) 理事は、役員会において、会務に必要な事項を協議する。

(役員任期)

- 第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期途中で承認された役員は、前任者の残りの任期とする。

(会議)

- 第9条 本会の会議は、役員会（正副会長会議を含む。）及び全体会議とする。
- 2 役員会及び全体会議は、必要に応じて会長が招集する。
 - 3 会議の議長は、会長があたる。

(役員会)

- 第10条 役員会では、次の事項を決める。
- (1) 事業計画及び予算
 - (2) 会則の変更
 - (3) その他、必要な事項
- 2 議決は、役員過半数の同意により決定する。

(全体会議)

- 第11条 全体会議は、会の運営に対する重要事項を決める。
- 2 全体会議は、会員全員を招集する。
 - 3 議決は、会員過半数（委任状を含む）の同意により決定する。

(経費)

- 第12条 本会の経費は、委託金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

- 第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(その他)

- 第14条 本会則が定めるものの他、運営上必要な事項は、役員会にはかり、会長が定める。

- 附 則 この会則は、昭和44年8月1日から施行する。
この改正会則は、平成15年4月1日から施行する。
この改正会則は、平成19年5月18日から施行する。

向丘地区スポーツ活動振興会 細則

(会議の運営について)

- 1 役員会の結果については、必要に応じて会員に報告する。
- 2 事業報告及び事業計画、決算報告及び予算などの事項については、次のように報告を行い、会員に周知し、理解と協力を得る。
 - (1) 連合自治会においては、連合自治会総会において報告する。
 - (2) 体育指導委員会、青少年指導員会、子ども会においては、各団体の会議で報告する。